

介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準と

することを求める意見書の提出を求める陳情

討論要旨 榊原利宏議員

陳情趣旨説明では、国の手厚く人員配置をした際の夜間支援体制加算について、加算を取得できたのが介護分野で718件中15件、障がい分野で521件中29件と、極めて少数であることを紹介しています。なぜこんなに低いのかと。

そもそも、介護や障がい福祉に関わるケアワーカーの賃金を全産業平均と比べて7万円も低い。配置を増やしたくても人が来ない。人を増やしたくてもお金がないという実態があります。陳情項目にあるとおり、加算による対応しか行わない政府の姿勢を変え、賃金格差を解消できる報酬上げがないと、常時複数配置はできません。

また、陳情項目2は、夜間労働の実態把握を求めるものであります。これについては、まず本市が把握する努力をするべきであります。愛知自治体キャラバンのまとめによれば、自治体別に1人夜勤の施設別形態別実施状況が掲載されており、51市町村1広域連合のうち、29自治体は1人夜勤の有無について記載がありますが、本市の欄は空白となっております。聞けば、実態を十分掌握していない模様であります。まずここからだと申し上げます。

掌握している県内自治体の報告によりますと、特別養護老人ホーム56.5%、老人保健施設50%、グループホーム62.5%、小規模多機能施設89.5%、看護小規模多機能施設90%、短期入所施設74.2%、以上の介護6施設合計で65.7%で1人夜勤が行われております。仮眠はおろか、休憩も取れず、ぎりぎり頑張っているところもあるのではないかと察するものです。例えば、転倒リスクのある利用者が複数動き出せば、同時に対応することは不可能です。リスクに応じた優先順位をつけ、順に対応するほかありません。複数配置は利用者にとっても切実な問題です。

陳情項目どおりに国に意見書を上げ、至急、事態を変えていくべきだと申し上げて、討論を終わります。